

第四十七条	第三十九条第二項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

第五節 雑則

第三十一条 国は、事業再編又は事業参入の促進に資するよう、これらの取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第三十二条 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従って事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十三条 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十四条 国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十五条 国は、前二項の労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十六条 国は、認定事業再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十七条 国は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、事業再編又は事業参入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三十八条 国は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第三十九条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十一条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十二条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十三条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十四条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十五条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十六条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十七条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十八条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科
する。
第三十八条 第二十九条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかった場合には、そ
の違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百
万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第十六条第一項の規定による最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行
うものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）の一部を次のように
改正する。

第十五条第一項中「第二十三号を第二十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り下
げ、第十五号の次に次の一号を加える。」
十六 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十四条の規定による債務の保
証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に改め、同条第二項中
「第十五条第一項第十六号及び第十七号」を「第十五条第一項第十七号及び第十八号」に、同条第
一項第二十二号を「同条第一項第二十三号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」を「第十五条第一項第
十九号から第二十二号まで」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第二号中「業
務及び」を「業務、に改め、除く。」の下に「及び同項第十六号に掲げる業務」を加え、「同項第二
十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条
第一項第二十三号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七
号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十七号
」を「第十五条第一項第十八号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改める。

第二十一条第一項中「及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

附則第十四条の表第十八号から第二十一号の項中「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」
を「第十五条第一項第十九号から第二十二号まで」に改め、同表第二十二号第一項の項中「第十七
号」を「第十八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十六号並びに第十七号」を「第十七号並びに第十八号」に改める。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 山本 公一
環境大臣 山本 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三